

## 信州 P-TECH コンソーシアム応募資格要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県が信州 P-TECH コンソーシアムの参加企業を募集する際の応募資格について定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募資格を有する者は、県内に本社を有する法人又は法人により構成されたグループとする。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 都道府県税を滞納している者
- (3) 県から指名停止を受けている期間中の者
- (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく指名停止を受けている期間中の者
- (5) 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 11 項に規定する接客業務受託営業を営む者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 6 条に定める暴力団関係者
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (9) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業又は第 51 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売業を営む者
- (10) 主として次に掲げる営業等を営む者。ただし、キに掲げるもののうち主として通信販売を業として営む者で、特定商取引に関する法律第 30 条第 1 項の一般社団法人の社員であるものを除く。
  - ア 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 8 項に規定する金融商品取引業のうち主として同条第 20 項に規定するデリバティブ取引を行うもの
  - イ 金融商品取引法第 28 条第 2 項に規定する第二種金融商品取引業のうち主として同法第 2 条第 1 項第 14 号に掲げる有価証券又は同条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第 1 号及び第 5 号に掲げるものに限る。）について同法第 28 条第 2 項各号に掲げる行為を行うもの
  - ウ 金融商品取引法第 28 条第 2 項に規定する第二種金融商品取引業又は同条第 4 項に規定する投資運用業のうち主として同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第 5 号及び第 6 号に掲げるものに限る。）について同法第 28 条第 2 項各号又は同条第 4 項各号に掲げる行為を行うもの
  - エ 質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）第 1 条第 1 項に規定する質屋営業
  - オ 商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）第 2 条第 17 項に規定する商品取引債務引受業
  - カ 商品先物取引法第 2 条第 22 項第 3 号又は第 4 号に規定する商品先物取引業

- キ 特定商取引に関する法律第 2 条第 1 項に規定する訪問販売、同条第 2 項に規定する通信販売又は同条第 3 項に規定する電話勧誘販売
  - ク 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業
  - ケ 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成 3 年法律第 66 号）第 2 条第 3 項に規定する商品投資顧問業
  - コ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号）第 2 条第 2 項に規定する探偵業
- (11) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
  - (12) 社会的な問題を起こしている者
  - (13) 政治性又は宗教性のある事業を行政性又は宗教性のある事業を行う団体
  - (14) 前各号に掲げる者のほか、信州 P-TECH コンソーシアムの参加企業としてふさわしくないと県が認める者
- 2 グループを構成する場合は、グループを構成するすべての法人が前項の応募資格を有すること。

#### 附則

この要綱は、令和 4 年 9 月 7 日から施行する。